

令和7年第5回大玉村議会定例会会議録

第6日 令和7年12月10日（水曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1番 三瓶賢一	2番 館下憲一	3番 渡邊初治
4番 菅原貴子	5番 渡邊啓子	6番 斎藤信一
7番 松本昇	8番 本多保夫	9番 佐原佐百合
10番 須藤軍蔵	11番 武田悦子	12番 押山義則

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村長	押山利一	副村長	武田正男
教育長	渡辺敏弘	総務部長	橋本哲夫
住民福祉部長 兼福祉課長	安田春好	産業建設部長	渡辺雅彦
教育部長	後藤隆	総務課長	鈴木真一
企画財政課長	渡辺一樹	税務課長	三瓶隆弘
住民生活課長	安田敏	保健課長	町田弘江
産業課長	藤田良男	建設課長	遠藤義紀
参事兼 都市計画課長	杉原仁	参事兼 上下水道課長	伊藤寿夫
会計管理者 兼出納室長	菊地美和	教育総務課長	鈴木裕也
生涯学習課長	田辺将裕	農業委員会 事務局長	佐藤雅俊

4. 本会議案件は次のとおりである。

一般質問

議案審議

質疑・討論・表決

議案第 88号 大玉村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第 89号 大玉村議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 90号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 91号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 92号 大玉村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改

正する条例について

- 議案第 93号 大玉村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 94号 大玉村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 95号 大玉村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 96号 大玉村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 97号 大玉村名誉村民の推戴について
- 議案第 98号 令和7年度大玉村一般会計補正予算について
- 議案第 99号 令和7年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第100号 令和7年度大玉村介護保険特別会計補正予算について
- 議案第101号 令和7年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第102号 令和7年度大玉村水道事業会計補正予算について
- 議案第103号 令和7年度大玉村農業集落排水事業会計補正予算について
- 議案第104号 大玉村固定資産評価審査委員会の委員の選任について

委員長審査報告並びに審査報告に対する質疑・討論・表決

陳情第 5号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める陳情書

閉会中の継続調査申出について

(1) 議会運営委員会

追加議案審議

議員発議第7号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書について

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、佐藤光一郎、牧野敏雄

一般質問者目次

1. 9番 佐原 佐百合 P. 89～

会 議 の 経 過

○議長（押山義則） 皆さん、おはようございます。ご苦労さまでございます。

会議に先立ち申し上げます。

本日の一般質問は、議会だよりで使用する予定の写真を事務局で撮影いたしますので、ご承知願います。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 本日、傍聴に、1名の方がお見えになっておりますので、ご報告申し上げます。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第1、一般質問を行います。

9番佐原佐百合君より通告がありました「マチュピチュ交流の成果と今後について」ほか2件の質問を許します。9番。

○9番（佐原佐百合） 9番佐原佐百合です。議長の許可を得ましたので、さきに通告いたしました3件について一般質問を行います。

まず初めに、マチュピチュ交流の成果と今後について伺います。

マチュピチュ村とは、友好交流都市協定を締結して以来、これまで様々な事業を実施し、今年10月に10周年という節目を迎えました。

私自身も10年前の調印式に一般訪問団として参加しました。そして、今年は、野内与吉顕彰プレート制作実行委員会の代表として公式訪問団に参加する機会をいただき、情報発信や報告書の作成という重要な役割を担わせていただきました。

一般訪問団としての参加と公式訪問団としての参加では、見聞きする視点も感じ方も全く違いました。今回の訪問は、私自身にとってこれからの交流活動の在り方を考えるよいきっかけになりました。

さて、私のことはこれぐらいにして、村長、この10年間で調印式、そして除幕式と、団長としての重責、現地では気の抜けない日々を過ごされたかと思います。お疲れさまでした。帰国からまだ1か月ほどですが、マチュピチュ村との交流事業は村民の皆さんの関心が高い事業です。これまでの事業の成果と今後の展開について、村民の皆さんにより一層ご理解いただけるよう、今後の交流の方向性について見解を伺います。

まず初めに、これまでに実施してきた交流事業の主な成果を伺います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 9 番議員さんにお答えいたします。

2015年10月26日に友好都市協定を締結して以来、10年が経過し、この間、様々な交流事業を展開してまいりました。その都度、マスコミやSNSでも情報発信をしていただくなど、大玉村の名前が村内のみならず県内、そして日本国中に周知、PRがなされたと考えており、10年という年月を経て村民の方々へもかなり浸透が図られてきたというように感じております。

また、マチュピチュ村との交流に際しましては、都度、在日ペルー大使館とも情報共有や協力を仰ぎ、大使館とのつながりも深めてまいりました。

そうした縁もありまして、昨年度、マチュピチュ村との友好都市締結10周年記念事業のペルー大使館公邸料理人による料理教室の開催、ペルー大使館主催のプカラ展や、著名なイラストレーターや写真家の企画展を村内等で開催いただきました。

また、東京オリンピック後には、選手村で使用していましたペルー国旗の贈呈を受け、さらにはペルー大使館主催の日本ペルー外交樹立150周年記念式典や、ペルー大統領が来日された際の歓迎レセプションに招待を受けるなど、大使館との良好な関係性も深まっておるところであります。

このように、野内与吉氏のマチュピチュ村への功績が縁で、まず大玉村を多くの方に知っていただく機会となっているということ、そして、今申し上げましたとおり、在日ペルー大使館との絆も深まりまして、村民の皆様へなかなかできない経験や体験の場の提供ができていることなど、こういったことが大きな成果であるというように考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 9 番。

○9 番（佐原佐百合） 10年間の間に様々な事業を行って、在ペルー大使館であったり、村民の皆さんに貴重な体験をしていただくことができたというところが成果だったのかと思います。

これまで数多く一般質問させていただきました。村民の皆さんが国際的な視野が持てるような交流であったり、村民の皆さんの理解が得られ、マチュピチュ村を身近に感じられる交流、異文化理解と郷土愛を育む交流など、様々な視点から質問を投げかけ、その都度答弁をいただきました。

そこで伺います。これまでの答弁や当局が事業を進める過程において、当初の想定と異なった点、あるいは想定どおりに進まなかった点があればお伺いいたします。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 9 番議員さんにお答えいたします。

新型コロナウイルスの影響によりまして、一番は、ペルー共和国のオリンピック委員会の役員の方々を本村に招待すると同時に、マチュピチュ村長も招待し交流を深める計画をしておりましたが、コロナ蔓延の影響から来村はかないませんでした。

よって、マチュピチュ村との交流も一定時期停滞してしまった時期があったというように考えております。ただ、このコロナがきっかけで本村とマチュピチュ村との交

流大使であります片山慈英士氏との関係が生まれまして、その後の交流事業のパイプ役としてご活躍いただいていることはご承知のことと存じます。

また、農業研修生や留学生の受入れ、海外青年協力隊の派遣などにつきましては、マチュピチュ村長が4年に1度替わるなど連続しての就任ができないこと、それから新型コロナウイルスの影響もありまして、継続した協議ができなかったことから現在のところ実現にはまだ至っていないというのが現状でございます。

しかしながら、現在、農業研修生の受入れについては、JICAやODAの制度を活用した実現可能性につきまして、関係機関と協議を進めているところであり、現マチュピチュ村長との間で道筋を立てていければなというように考えているところです。

以上です。

○議長（押山義則） 9番。

○9番（佐原佐百合） コロナ禍の影響で交流が止まってしまったり、4年に1度村長が変わるということでもちょっと交流が進まなかったという、反省というか、できなかったことも踏まえ、今後は農業研修であったりJICAの力を借りてということで、前向きに進めていくということと理解しました。

今年10年を迎えた今、今後の交流をどのような方向で進めていくのかを伺います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 9番議員さんにお答えいたします。

今までの10年の成果を基にしまして、これからの未来につながるようさらに一歩進んだ交流を深めてまいりたいというように考えております。

具体的には、さきにも答弁させていただきましたが、農業員分野での支援です。例えば、マチュピチュ村から農業研修生を受け入れ、習得した知識や技術をマチュピチュ村へ帰ってから活用いただき、農業の振興、発展に寄与していただく。それから、村単独ではなかなか受入れが難しいことから、JICAやODAなどの制度や仕組みを活用できないか検討を進めているところです。

また、現在、大玉村国内外交流協会主催で始まりましたスペイン語教室への支援や、マチュピチュ村でも実施しております日本語教室への支援を行うなど、将来的に本村とマチュピチュ村の未来ある若者が相互交流できるような土壌づくりにつなげていけるよう検討してまいりたいと考えております。

さらに、財源の確保等が前提となってきますが、再度、本村の中高生や若者をマチュピチュ村に派遣し、将来の両村の交流の核となるような人材育成にも取り組んでいければなというように考えているところです。

以上です。

○議長（押山義則） 9番。

○9番（佐原佐百合） 農業分野の交流であったり、まず語学の交流、あとは財源の確保、人材を派遣ということで、4点挙げられましたが、子どもたちを派遣をするのは、全然、私も反対はしておりません。ただ、子どもたちの派遣もいいんですけども、子どもたちだけではなくて、やっぱり、もっと多く村民の皆さんがマチュピチュ村との

交流を実感できるような、そっちが先じゃないかなと思っています。

やはり、村内全体の機運が上がって、みんなに行ってきたと送り出してもらって、何か、今、悪いとかではないんですけれども、もっと、私たちも行きたいと思えるぐらいの、たくさん大玉村の人たちがもっとマチュピチュの交流を実感できてから派遣したほうがいいのではないかなというふうに私は思っています。

それから、マチュピチュから、農業分野でマチュピチュの村民の方を招いてというお話もありましたが、逆に大玉から向こうに派遣というかそういうことはできないのかな、子どもたちだけではなくて、以前、私の知人が、県職員でしたが J I C A の青年海外協力隊員として在籍、休職という形になるんですかね、公務員の方は。在籍しながら 2 年間協力隊として向こうで活動して、戻ってきてまた復帰したということがあるので、多分 J I C A の力を借りれば、大人の方をマチュピチュに役場職員の方が行くのか、一般公募か分かりませんが、そういうこともできるのではないかなと思うので、マチュピチュから受けるばかりではなくて、やっぱりこっちからも向こうに投げかけるような、そんな、多分現職参加という制度が何かあった気がするので、そういうことで子どもたちももちろんですが、大人、一般の方も派遣することもよいのではないかなと思いました。

それから、財源の確保もそうなんですけれども、大玉村からマチュピチュ村へ一方的に支援するだけではなくて、やっぱりそろそろマチュピチュ村側からも、形がいいのか何か分からないんですけれども、もっと私たち村民が、マチュピチュの人たちもこういうふうに乗っかっていてくれるのねとか、大玉にこうしてくれたんだみたいな、お金とかじゃないんですよ、そういうことが必要なのではないかなと、今回行ってちょっと改めて感じました。

何回か質問させていただいたときの答弁の中に、子どもたちとか中学生の交流を何とかしたいというお話が、教育長とか皆さんから答弁いただいていたんですけれども、なかなか学校同士は難しいのかなというのも実感してまいりました。

そうすると、やはり、どこかとの団体なのか、あと、村長がやはり 4 年に 1 度替わってしまうということもあるので、そこら辺をきちっと、今後どういうふうにしていったらいいのかなというのは考えていただきたいなと思いました。

今後の交流をどのような方向に進めていくか、本当に、一番はやっぱり村民の皆さんが実感できるようなそれを進めていただきたいと思います。

改めて伺います。でも、次での質問だからいいです、すみません。

答弁いいですか、じゃ。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 9 番議員さんにお答えします。

今、言われた中での、大玉の村民をマチュピチュのほうにということについては、J I C A の草の根プロジェクトというプロジェクトがありまして、J I C A のほうから提案がありました。

この前、東京の J I C A の本社のほうに行って担当部長と話をしてきました。その

中で、役場職員もしくはそれが難しい場合には村民の中から派遣をして、そして観光業とか、それからあといろんな面で、スペイン語の習得もあります。海外協力隊の範疇の中での活動になりますが、特にそういうふうに地域を絞って募集して派遣をすると、2年間の派遣をすると、帰ってきてからその交流に資していただくと、というようなプロジェクトがあるんだそうです。

それについては、当然ですが、全額 J I C A のほうで負担をするということになりますので、それをぜひやってみてはどうですかという勧めをいただきましたので、令和8年度の中で、村の職員を派遣するというのも一つの選択肢ですが、村民の方に行っていて、1名でも2名でも行っていただいて、それぞれの、例えば日本語を学習している子どもたちがいれば日本語を教えながら、マチュピチュの文化とかそういう交流をしていくということも含めて提案がありましたので、それについては取組をしていきたいと考えております。

それから、あと、一方的な交流ではなくてということですが、マチュピチュの存在自体が大玉にとっては非常に大きな利益になっているということも、これは基本的にあるんですが、相互交流の場合に、子どもたちを呼ぶとか派遣するとかというのものも、やっぱり将来的にはやって、こちらから出しますが、あちらで日本語を学んだ子どもたちがこちらに来ると、その場合も、しっかりと今回みたいに財源を確保して来ていただくというようなこともあります。日常的には、やはり日本大使館がマチュピチュ村に代わる日常的な交流のベースというふうに考えておりますので、その意味を含めて進めてまいりたいと。

日本大使館に行ってお話を、参事官と話を先月やりましたが、大使館のほうでは、ペルー共和国と日本の交流が、各自治体があるわけですが、大玉村とマチュピチュ村の交流が、ペルー共和国としては日本との交流の中で一番最も活発だということで、日本大使館はそれをしっかりと指導しているということで、本国から非常に高い評価を受けているんだというようなことを参事官のほうの方から言われましたので、やっている成果は認められているんだなということを感じてまいりました。

以上です。

○議長（押山義則） 9番。

○9番（佐原佐百合） J I C A の派遣についても前向きに検討していただき、ペルー大使館のほうからも大玉村とマチュピチュの交流が活発だということでお話をいただいたことはすごくうれしいことです。それをできるだけ多くの村民の皆さんにも何か知っていただくきっかけがあればいいと思います。

村民の皆さんから、マチュピチュ村との交流についてはよしあしはありますが、話題が出るということは、事業が広く周知されて関心を持っていただいている表れだと感じています。

その上で、やはり次に力を入れるべきことは、先ほどと重なってしまうんですが、マチュピチュ村との交流事業について多くの村民の皆さんにより深く理解していただき、マチュピチュ村を身近に感じ、交流を実感していただくため、さらなる工夫や取

組が必要だと思っています。先ほどはすごい大きな規模のお話でしたが、村民の皆さんに向けて何か考えていることがあればお伺いします。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 9番議員さんにお答えいたします。

議員さんおっしゃったように、様々な交流のたびに村民の皆様へ広く周知を図ってまいりました。

また、先月実施しました、9番議員さんにもお世話になりましたが、報告会、それから昨年実施しました10周年記念事業でのパネルディスカッションやペルー料理教室などを実施してまいったところでございます。

さらには、この10周年記念事業に併せまして、大玉村とマチュピチュ村の10年の交流の歩みをまとめました友好都市締結10周年記念パンフレットを作成しまして、昨年、村民の皆様にも配布させていただいたところです。また、小中学校の学校給食で、年に1回ペルー料理をメニューに取り入れた給食を提供させていただいております。

そして、今後、これは新たな取組ということで考えておりますが、さらに両村の絆を深めるため、協定締結日であります毎年10月26日前後を仮称大玉村とマチュピチュ村の日としまして、ペルー大使館からも協力をいただきながら、関連イベントの実施を検討してまいりたいと考えております。

今後も、村民の皆様に対しまして様々な情報発信方法を創意工夫をしながら、さらなる理解の醸成を図ってまいりたいというように考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えいたします。

今、計画しているものがもう1点ございます。これは、まだ確定ではございませんが、方向としてはそういうふうに持っていきたいというふうには考えているのは、富岡町にある株式会社ふたば、これは、世界で初めてマチュピチュ村の3D映像をドローンで作成をしています。これ、JICAの補助事業としてやって、ペルー共和国の文化庁が承認をして、本当に、福島県の企業が世界で初めてそういう世界遺産の、ドローンで上空でそういうことやることは、今までは許可していなかった。それが許可されたということで、実際、3Dでは私も一部見させてもらいましたが、マチュピチュの遺跡を立体的に上空から撮影をしてと、それをデータ化して保存にも役立てるといようなことでございますし、マチュピチュ村の上空もドローンでやって、土砂崩れとか災害とかを未然に防ぐための資料を作っているということで、あと1年ぐらいで完成するんだろうと思っています。

ふたばの社長とのお話をさせていただいて、その映像を小学生、中学生が見ることができるような形で編集できないかということでお話をしています。提供するというふうにも言っていますが、会社ですので、提供または購入をして、全小中学生に、大玉と交流をしているマチュピチュ遺跡のものを可視化して見ていただくと

大変な刺激になると思います、子どもたちにとっては。こういうところと友好都市を結んでいるんだと。

それから、あと、一般村民の方に対しては、ふるさとホールのコーナーにバーチャルリアリティーのゴーグルを用意をして、そこで遺跡を実感していただくというように、いろいろな方法を取りながら今後も村民理解につながるよう進めてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（押山義則） 9番。

○9番（佐原佐百合） 毎年10月26日前後の大玉村とマチュピチュ村の日、あとはふたばさんによるドローンによる映像の提供であったり、これからまたわくわくしそうな事業があり、私もできる限り協力はしたいと思いますが、本当に、村民の皆さん多く集まっていたいて、理解していただけることを願います。

この質問、最後ですね。

今年の大玉中学校の文化祭で、3年生が「国際協力とは何か」や「自分たちにできる国際協力」をテーマに、マチュピチュ村や台湾の大竹国民中學との交流をより多くの中学生に知ってもらうための取組を発表していました。

発表の最後には、「世界とつながり、大玉村を盛り上げていきます」とまとめており、子どもたちにはしっかりと伝わっているんだなと私は少しうれしく思いました。

こうした学びを踏まえ、教育委員会として国際理解や国際協力にどのように取り組んでいくのか考えを伺います。

○議長（押山義則） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 9番議員さんの質問にお答えいたします。

今年度の大玉村の文化祭において、3年生が「国際協力とは何か」「世界とつながり大玉村を盛り上げる」というテーマで発表したことは、国際社会や世界課題に対する視点を持ち、自分たちにできることを考える学びであったと考えております。

これまでも大玉村中学校では、過去にはウクライナ支援募金活動やJICA隊員の考案による学びなど、生徒自らが身近にできる国際協力を考え、行動に移してきた経過があり、その取組は地域にも広がりを生んでおります。

また、大玉村では、これまで継続して国際交流事業を進めており、台湾大竹国民中學やマチュピチュ村との交流や、多文化理解、外国にルーツを持つ方々との共生、ホームステイなど、村全体として国際感覚を生む取組が進められております。マチュピチュ村との交流は、大玉ならではの特色ある国際交流として、野内与吉氏の顕彰を継続し、ペルーの文化、歴史、人とのつながりを学ぶ機会として、学校教育と関連づけながら展開してまいりました。

教育委員会といたしましては、こうした村の国際交流の方向性を学校現場と共有し、共通認識の下で国際理解教育をさらに推進することが重要であると考えております。

今後は、学校教育全体の中に国際理解、国際協力、多文化共生の視点を文部科学省の学習指導要領に基づき、地域と学校が同じ目標に向かって進む仕組みづくりを進め

てまいります。特に、自分たちにできることを自ら考え、行動につなげるという姿勢を育てることを基本に、募金活動や交流活動、調べ学習、外部講師による授業、他地域との共同学習など、生徒が主体的に学び行動する機会の充実を目指します。

今後も、子どもたちが地域の未来を担う存在として、世界に目を向けながら学び続けられる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 9 番。

○9 番（佐原佐百合） 子どもたちは、様々な勉強、国際交流、国際理解、あと異文化についていろいろ取り組んでいて、羨ましいななんて思いながら今聞いていました。

世界に目を向け、学べるきっかけをこれからもつくっていただきたいと思えます。ぜひ、授業の中で取り入れられるものは少しでも取り入れていただいて、さらに与吉さんの件については毎回きつとやってくださると思うので、そこはまた特色なのかなと思いますので、学校側といろいろ協議しながら進めていただきたいと思えます。

グローバルな社会が進む中で、子どもたちをはじめ、村民の皆さんが広い視野を持ち、国際理解や国際協力を身近に感じられる事業を行っていくことが、これからの大玉にとって大切なことだと考えています。

マチュピチュ村との交流を通して得られた学びやつながりが、未来を担う子どもたち、そして大玉村の皆さんの成長へとつながっていくことを願い、次の質問に入ります。

次の質問、ホームページの改善とLINE導入についてです。

住民が必要な情報を確実に受け取り、安心して暮らせる環境づくりには、分かりやすい情報発信が欠かせません。しかし本村では、ホームページの改善や更新が進まず、スマートフォンで正しく表示されないページもあり、公式LINEも導入されていません。

全国の自治体では、ホームページを見やすいデザインへ改善し、写真やイラストを効果的に用いています。また、公式LINEを活用して生活や防災情報などの提供をしています。

友好交流都市マチュピチュ村に設置した野内与吉顕彰プレートには、本村のホームページへアクセスするためのQRが貼られており、海外からの閲覧も増えることが考えられます。

そこで、ホームページの改善・更新についてまず初めに、全国的に自治体のホームページのアクセス数の七～八割がスマートフォンからであると言われていています。本村のホームページをスマートフォンで閲覧すると、表や画像がはみ出して正しく表示されないページが見られます。見やすさや使いやすさに課題があり、当局としてこうした現状をどのように把握しているのか伺います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 9 番議員さんにお答えいたします。

ただいま、議員さんからご指摘ありましたとおり、スマートフォンからホームページを閲覧しますと、表や名簿、これが見づらい表記になっているということは把握しております。

ホームページ制作しました、今、維持管理委託している業者に確認しますと、一応それでもスマートフォンには対応した仕様になっているという回答でありました。ただ、スマートフォンにしてしまいますと字が小さくなってしまうという関係で、折り返しの表示になっているという部分が見づらい表示というように感じているのかなというように思っております。

現在のホームページでの修正につきましては、技術的になかなか難しいという状況もありますので、この辺につきましては、リニューアルに合わせまして、見やすい表示になるよう検討していかなければならない課題かなというように捉えております。

以上です。

○議長（押山義則） 9番。

○9番（佐原佐百合） 表だけではなくて、村の大事な観光分野の写真も、ういーんと大きくて、その脇に表というか文章が小っちゃくなっています。スマートフォンなので、表は大きくなるので小っちゃくはないから、それは理由にならないのかなと思っております。

ほかの自治体を見ると、横に確かに伸びているんですけども、横にスクロールができて見られるようになっているので、はみ出してはいるけれども、きちっと見られる状態なので、この業者で修正が難しいというのがちょっと考えられなくて、それで、よくいろいろ調べたら、自治体の更新というのは、大体何年が適していると皆さん、総務課のほうで、何年が適した年数なのかなと思っているかなんて分かりますか。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 9番議員さんにお答えいたします。

目安の年数というのは、なかなか何年というのは難しいと思われませんが、現行のホームページ、平成27年に制作しまして、今年10年を迎えます。そうしたことから考えますと、やはり更新時期には来ているのかなというような認識は持っております。以上です。

○議長（押山義則） 9番。

○9番（佐原佐百合） 私もいろいろ調べたら七～八年となっていて、10年を超えるとやはりスマートフォンにどんどんキャリアが変わっていくので、スマートフォンに対応していなかったり、アクセシビリティ、視力の弱い方であったり、そういった方に対して読み上げをする機能であったり、そういうものの機能がだんだん追いつかなくなっていると、調べただけなので直接業者さんには聞いていないんですが、そういうことがあるので、大玉村がもう10年たっているのに、やはりその辺に対応できていないのではないのかなと思います。

そこで、今いる、これ修正ができないという業者さんをこれからも使い続けるのか、それとも、改めてリニューアルしてプロポーザルでも何でもいいんですけども、も

昨年のあたりは、できるだけ費用かけないでリニューアルできないかなんていうことを具体的に検討した経緯もあります、なかなかセキュリティーレベル問題で、やっぱり難しいという経過もございました。

しかしながら、さきにも申し上げましたが、もう10年経過していると、今の実態に即していない部分もやはり見られるということも考えますと、更新に向けて引き続き検討していく必要があるかなというように考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 9番。

○9番（佐原佐百合） もう検討しかないんですが、私の思っていること、じゃ、話させていただきます。

写真やイラストの活用についても、海外からの閲覧が増えることも想定されます。すると、写真やイラストを効果的に活用することで、言語の壁を越えて情報が伝わりやすいのではないかなと思います。

内容が分かりやすく親しみやすく、観光や国際交流の魅力発信にもつながると思います。隣の本宮市のホームページ、私、字読むの嫌いなので、好きで、絵、写真を見ればこれ何の情報なんだなというのが分かるので、外国の方が見たときにも、あ、これは何なんだなというのがきっと分かるんだろうなと思いながらいつも見えています。

2年前の9月に、マチュピチュ村のエルビス村長来村のときに交わした交流活動指針では、経済観光部門において、両村のホームページで観光地等を紹介することとしていました。

誰にとっても見やすく利用しやすいホームページへ改善するために、きっと、視覚的なデザインの強化も必要と考えます。なので、そのホームページのつくり、ちょっと分からないんですけども、環境システム、CMSでしたっけ、環境システムとデザインとか、その分離発注というのができるのかどうかはちょっと分からないんですけども、そういうことで、できるところから何かやっていくという方法も探してみたいんじゃないかなと思います。

それから、もう一つ、一番大切なのは職員さんの負担の軽減についてです。

近年の自治体向けのホームページは、担当職員が複雑な更新作業を行わなくても迅速に情報を公開できる仕組みが整っていると聞いています。

タイトルや文章を入力して写真を追加して、公開というボタンを押すだけでページが作成でき、レイアウトは自動で整えられるため、誰が更新しても見やすいページになるそうです。また、新着情報を更新すると、同じ内容がSNSに自動的に投稿されるので、職員さんの作業負担の軽減にもつながると思うので、メリットもたくさんあると思いますので、ぜひ、検討だけではなくて、実施に向けた検討で頑張りたいと思います。

次に、公式LINEの導入についてです。

多くの自治体では、災害情報であったり、ごみ出し、生活情報、イベントなどをLINEで配信しています。本村が導入を見送っている理由とその課題について伺いま

す。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 9番議員さんにお答えいたします。

これ、以前の質問でもお答えしておりましたが、まずやはり、同じように費用面に関する面ということが一つの理由として挙げられます。

それから、この情報発信につきましては、現在、村では広報紙や全戸配布チラシ、ホームページのほか、フェイスブック、X、インスタグラムなどでも配信しております。その都度、担当職員が発信事務を担当しております。

それに加えて、LINEという形になりますと、事務がやはり増加するといった部分で、その運用体制の確保というものをどういうふうにしていくかと、その部分について、やはり考えなくてはならない部分があるなど、そういったことも導入に慎重となっていた理由の一つかなというように考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 9番。

○9番（佐原佐百合） LINEの利用は、多分、ほかのSNSよりも利用している方は多いと思います。ご高齢の方も使っておりますので、どちらかといったら、そちらで発信することが大事なんではないかなと思っています。

ホームページに戻りますけれども、ホームページ新しくすれば、LINEにも自動で行くのでみんなが多分楽なんです。なので、運用体制はそこはクリアできるのかなと思っています。

私個人でもLINEで皆さんに情報発信していますが、92のおじいちゃんから「今日もありがとう」とか「いつも見ているよ」とか返信いただけると、何か、最初の頃は文字入力間違っていました。今はできるようになっているので、本当に幅広い年齢層の方が使っていると思うので、ぜひLINEの導入はしていただきたいなどは思っているんですが、ホームページの改善や更新が進まない、先ほどの答弁聞くとそんな感じなので、住民にとっては大きなメリットがあると思います。

暮らしの情報やイベントなど、基本的な機能から始めるなど、費用を抑えた導入はできないんですかね。例えば、ホームページの更新が無理だ、スマホで見るのが、見え方が悪いんだったら、LINEできちっとつくってLINEで発信したほうが費用は抑えられるんじゃないかなと思いますので、いろいろ考えてください。

ということで、重複しちゃうんですが、まずは情報発信のみの機能から始めるなど、費用を抑えた導入方法は検討できないんでしょうか。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 9番議員さんにお答えいたします。

9番議員さんおっしゃるとおり、ホームページの更新とも併せまして、今おっしゃったような少ない費用で利用できるような方法、こういったものも含めまして検討を進めていきたいなというように考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 9番。

○9番（佐原佐百合） 私には今、検討の頭しかないんですけども、私自身、月5,000円、年間6万5,000円払っております。ぜひ、覚悟を決めて頑張ってくださいと思います。

誰もが迷わず、必要な情報をすぐに正しく受け取れる仕組みを整えることは、暮らしの安心と安全にもつながると思います。ぜひ、住民目線に立った前向きな検討をお願いして次の質問に入ります。

村道新座・仲ノ在家線狭あい道路整備事業の早期完成を願う質問になります。

令和6年度から測量調査設計が始まりましたが、完成までの事業計画について伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 9番議員さんにお答えいたします。

完成までの事業計画につきましては、令和8年度に用地測量、令和9年度に用地買収、令和10年度から各工事に着手していきたいというふうに考えてございます。

完成供用開始につきましては、令和12年度末の供用開始を目標に進めておりますけれども、本路線の整備につきましては、社会資本整備総合交付金、こちらのほうを活用いたしまして事業を行ってございます。こちらの交付金でございますけれども、要望した金額が十分に配分されない年度もございますので、完成までの事業計画に遅れが生じる場合も想定されることにつきましては、ご理解いただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 9番。

○9番（佐原佐百合） 交付金での事業なので、配分されない時期もあるので、ご理解いただきたいということなのですが、道路事業に関しては、本当に費用もかかるし時間もかかるというのは十分承知しております。

ただ、今までそういうこともあって見守るだけだったんですけども、村道全線ではないんですけども、一部、土側溝で、もう舗装道路が欠けていて、軽自動車が通っても脱輪をするような状態が何か所かあります。地域の方からも、やっぱり生活道路なので怖い、危ない、また落ちた、私も実は2回ぐらいやっけていて、冬は通れないなど思っております。

なので、特に冬期間は危険が伴うので、全線とまではいなくても、そういう危険な部分、あと5年も待っていたらあれ絶対崩れるよな、もっともっと細い道になっちゃうんだろうなと思っているんですけども、それでも、測量、舗装の工事が令和10年、2028年から、あと2年先、それまで崩れないで大丈夫なのかなという心配があるんですけども、その辺はどうお考えかお伺いいたします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 9番議員さんにお答えいたします。

道路の維持管理につきましては、道路パトロールも行っております。あと、各行政

区から要望等も頂戴しておりますので、そちらのほうで現場を確認いたしまして、危険箇所、早急に手をつけなくちゃいけない箇所から順次、維持管理に努めていきたいというふうに考えてございますので、もし何かございましたら建設課のほうまでご連絡いただければ、早急に対応したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（押山義則） 9番。

○9番（佐原佐百合） では、この狹隘道路の事業の工事ではなくて、別に、危険な箇所は対応していただけるという理解でよろしいでしょうか。じゃ、ぜひ、本当、通ったときない人はよくこんな道路通れるねと言われるぐらい狭いですので、よろしくお願ひいたします。

本当に、道路、いろんなどころでも要望が出ていたり、やらなければいけないところたくさんあるのは重々承知しております。ですが、本当に安心して通行できるよう、早期完成でなくてもその部分については対応していただけるという答弁をいただきましたので、区長さんのほうとも相談させていただきたいと思ひます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（押山義則） 以上で、9番佐原佐百合君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前11時5分といたします。

（午前10時49分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午前11時05分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第2、議案第88号「大玉村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。11番。

○11番（武田悦子） これは、来年の4月から始まる、いわゆるこども誰でも通園制度に対応するものというふうに理解はしておりますが、これはあくまでも基準を定める条例ですので、具体的な中身、預かる上での具体的な中身については、ここには詳しくはもちろん載っていないわけですが、以前の議会で、このこども誰でも通園制度に対して質問した際に、村内で預かる事業所は大玉保育所を想定しているというお話ございました。

この中にもありますように、預かる形として一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業というのがございますが、現時点で、大玉村保育所ではこれらのどちらの形で預かることが想定されているのか伺いたしたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えをいたします。

形態といたしまして、一般型、それから余裕活用型と2種類ございますが、現在のところ、大玉村保育所では余裕活用型を採用すると想定してございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 余裕活用型かなというふうな想定はございましたが、保育士の確保の問題、場所の問題等々から鑑みれば余裕活用型も致し方ないのかなというふうに思います。

この4月から始まるについて、もうあと3か月ぐらいしかないわけで、村民の皆さんにどのように周知をしていくのか、具体的な中身がもう既に決定されているのかどうかも含めて伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんに、再度お答えをいたします。

現在、来年4月スタートする本事業、本条例の制定をはじめまして、運営の規則、それから受入れ態勢、受入れ人数など、詳細につきまして、ただいま、現在も保育所と社会福祉協議会と協議を重ねて詰めている状況で、詳細につきましてはまだ決定されておられません。周知につきましては、なるべく早い段階でホームページ、それから村の広報紙などで周知に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 本当に、なるべく早い段階で周知していかないと、村民の皆さんの不利益につながってしまうということもありますので、ぜひとも早い段階で決定していただいて、周知をしていただきたい。

これ、新しい制度でありますので、私たち議会の中にもしっかりと説明をいただければなというふうに要望いたします。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第88号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長（押山義則） 日程第3、議案第89号「大玉村議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第89号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第4、議案第90号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第90号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第5、議案第91号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第91号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第6、議案第92号「大玉村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第92号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第7、議案第93号「大玉村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第93号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第8、議案第94号「大玉村家庭的保育事業等の設備及び運営

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。
質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第94号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第9、議案第95号「大玉村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第95号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第10、議案第96号「大玉村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(押山義則) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第96号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(押山義則) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(押山義則) 日程第11、議案第97号「大玉村名誉村民の推戴について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(押山義則) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(押山義則) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第97号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(押山義則) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(押山義則) 日程第12、議案第98号「令和7年度大玉村一般会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。6番。

○6番(斎藤信一) 補正予算の17ページで、款2の6の企画費で、⑤18、来て「おおたまむら」住宅取得支援事業補助金で、4区画、神原田地内と聞いているんですが、ちょっと違うかもしれないんですけども、体育館のほう、10年後建て替えとかと話もあるようですけれども、その土地の干渉とかその辺はどういうふうに考えてられるのかお聞かせください。

それと、27ページで、款3の民生費、1児童福祉総務費で、すこやか祝金3件だと思っておりますけれども、3人以上かな、生まれたところに出るやつだと思っておりますけれども、村内で3人以上おられる家庭というか、そういう割合とかと教えていただければありがたいです。

するとあと、31ページ、款6、農林水産業費の3農業振興費、①の18、ブランド米販売促進事業補助金で、色選の機械を購入とは聞いてあるんですけども、この大きさというんですか、それとあと、村のほうでカメムシ防除のほうから大玉村はそ

ういう薬品を使わないのをやっぱり奨励するのに、その色選のほうに補助を出すという決断をされてやっていると思うんですが、その辺の補助金だったり何だだだの利用状況とか、この農業振興公社に多分取り付けると思うんですけども、どれぐらいの処理能力というか、そういうのがあるんだか教えてください。

○議長（押山義則） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡辺一樹） 6番議員さんに対しましてお答えさせていただきます。

17ページ、2、1、6、⑤、定住促進対策に要する経費の定住促進住宅団地造成事業交付金200万円についてですが、神原田地内、村民体育館、今、屋根改修しておりまして、今後行われます公共施設整備検討委員会につきましても、その体育館、今後どうしていくか、検討課題にはなってくると思いますが、今回の4区画につきましては、神原田集会所近辺と私聞いてございますので、こちら村民体育館、今後建て替え、場所を変えるかその場所に建て替えるか、そういったことも検討課題になってくると思いますが、現時点で干渉することはないと思っております。

以上です。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 6番議員さんにお答えいたします。

27ページ、民生費の児童福祉総務費に計上されています事項③少子化対策に要する経費、こちらにあります、すこやか祝金、これの対象世帯または割合ということでございますが、申し訳ございません、手元に資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 6番議員さんにお答えいたします。

31ページの6、1、3の①農業振興に関するものの中で、18番、負担金、補助及び交付金の中で、まずブランド米の販売促進事業、こちらお見込みのとおり色彩選別機の導入でございます。こちらの大きさでございますが、大きさというと、1メートル四方、高さ2メートル以内というところでございます。

あと、能力でございますが、精米したもののさらにその選別につきまして、1時間当たり350キロ選別能力があるというような、そういった規格のものを入れる予定でございます。

また、おいしい米出荷奨励事業、こちらにつきまして、どのくらいの方がやっているかということでございますが、今年は、まだ見込みでこれ取った金額でございますが、去年、令和6年度に関しましては10事業者におきまして、こちら1万6,651袋を処理してやったというふうな実績はございます。

今年度に関しましては、米の生産も増えているということでございますので、それに見合う予算ということで計上してございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（斎藤信一） ありがとうございます。

最初の17ページの件で、以前も言いましたけれども、大山小学校の周りだったり、村民体育館の周りだったり、用地買収がもしこの先必要になるのであれば、積極的にそういうこと動いていただきたいなということです。

やっぱり大玉村、公共施設あちこち分散されていると思います。だから、体育館とグラウンド一緒になっているというので、やっぱりそういう関係で別なところに建てるとかとなっちゃうとまた大変だと思うので、なるべくそういうのも先のこと考えてやっていただきたいなと思っております。

それと、31ページの色選関連のことなんですけれども、この振興公社に設置するものというものは、一般の方々の、言わば使えるものなのか、そして、やっぱり周り聞くと、袋に詰めて持ち運んで、そしてまたそれを色選かけてから袋に詰めてと、やっぱりかなり作業の労力というんですか、重いものを持ち上げたり何だりというので、大変だからやらないんだなんて言う人たち、そして、カメムシ防除の肥やしまいたほうが楽なんだなんて言って、またせっかく村としてこうやってやっていくという、薬品を使わないという方向でスタート切ったんですけれども、またそういう方向に戻ってこられている方々も多いと聞いています。

その辺、今後、村としてどういうふうにされていくんだかも踏まえてもう一回お聞かせください。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 6番議員さんにお答えいたします。

まずは、公社の設置する色彩選別機でございますが、こちらは一般の方が利用できるようには想定してございません。あくまでも公社が仕入れをしましたあだたらの恵につきまして、その精米をした後のさらに不良米の選別ということで使用する予定でございます。

また、カメムシ防除をしないために、こちら大玉のおいしい米出荷奨励事業というものを創設しました。こちら、大分普及はしてきたんですが、確かにカメムシ防除したほうが楽だというような、そういった意見もございますが、こちら環境負荷も考えた上で村の政策としてやっているものでございますので、これからも推進をしていきたいと思っております。

また、色彩選別機を導入する際の機械補助につきましても、こちら優遇措置をしているところでございますので、また、色彩選別機を買ってそういった取組をしたいという事業者さんもいらっしゃることから、こちらも今後継続して続けていきたい、そのように考えてございます。

以上です。

○議長（押山義則） 質疑ほかにございませぬか。10番。

○10番（須藤軍蔵） 30から31ページの地域活性化起業人に要する経費、農業の振興費の中にあるわけですが、農業分野でのアドバイザーの雇用かなというふうに思っていたんですけれども、そういうのを報酬かと思ったんだけれども、そうではないん

だと、それ以前の段取りだという話でありまして、若干、聞いたところでは、そういうものを活用することによって、相当、かなり効果にも結びつくんだというお話もありました。

それらの裏づけの財政的なものもあるようでありますので、それらについても詳しくお尋ねをしたいと思います。

それから、もう一件ですが、この補正予算そのものの全体を通す中で、今回の補正1億三千数百万円ですか、の中での1億円がこれ財調からのであって、大半がそうだという事になると、昨日お話あったこの健全財政からすると、たしか、6年度末で11億円くらいあったのは、今9億円くらいになっているんですね、たしか、多分、9億円くらいに減ったと思う。

こういう大変なときのための財調だから当たり前だといえば当たり前なんだけれども、補正予算そのものの大半を占めるのに1億円の取崩しというのは、ちょっと違うんじゃないかと思うんですけれども、いずれにしても、年度末に向かうんで、それなりの手当てが最終的には行われて、うまくいけばつーペーにという考えでと思うんですけれども、それらについても皮算用もあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 10番議員さんにお答えいたします。

議員さんお見込みのとおりアドバイザー、地域活性化起業人というのは、単なるアドバイザーではなくて、企業から派遣していただくような地域おこし協力隊制度のようなものでございます。都市部に所在する企業と地方の自治体、大玉村が協定を結ぶことによって、そこの企業の社員を最大3年間派遣してもらえるそういった制度でございまして。

これに対して、自治体に取り組む課題に対して専門的なノウハウや知見を持っている職員、こういった方を派遣してもらうことによって即戦力となる人材として業務に従事してもらう、そのようなもので、そういうふうにご考えてございます。

起業人、こちらで採用したときには、農業サポートセンター、こちらに配置しまして、農業振興公社との連携の下、新規就農者確保等の業務に当たっていただく、そのように考えてございます。

また、財源の確保でございますが、こちら特別交付税措置がありますので、1人当たり590万円、ここまでの財源として特別交付措置がされますので、これ以上かかる分につきましては、企業のほうで負担して派遣していただくというふうな、そういった協定にしたいというふうにご考えてございます。

以上です。

○議長（押山義則） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡辺一樹） 10番さんに対してお答えいたします。

財政調整基金の話ですが、議員さんご指摘のとおり、財政調整基金、令和6年度末で11億5,000万円弱はございました。

今回の補正、12月で1億円取り崩しまして、取崩しの合計が現在のところ4億

1, 000万円、積立てが1億7,500万円ということで、2億3,500万円マイナスの状況となっています。

ただ、今回、令和7年11月28日に閣議決定されました国の補正予算におきまして、普通交付税、こちら物価高対応において増額交付されることとなっております。その中で再算定をすることとされまして、その再算定の内訳としまして、臨時経済対策費、こちら物価高対応につきましては8,800万円ほど、給与改定費、人事院勧告に基づく給与改定費が2,500万円ほど、その他含めまして1億2,300万円ほどが普通交付税増額決定される見込みとなっております。

また、税收、村税につきましては、大玉村におきましては3月に補正予算編成を行いますが、3月に増額となる見込みでございまして、あと3月は整理予算でございしますので、執行残につきましては減額補正することとなっております。

以上のことから、限りなく少ない取崩しで年度末現在高も10億5,000万円から11億円程度にはなる見込みで、予算編成を適切に行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（押山義則） ほかにございせんか。7番。

○7番（松本 昇） 32から33ページ、農林水産業費の林業振興費ですね。その33ページの有害鳥獣被害防止対策に要する経費で、備品購入費のこの管理備品173万円とあるんですが、これはどういうものなのかについて伺います。

あともう一つは、34から35ページ、土木費の道路維持費の35ページの道水路維持に要する経費で、これ工事請負費ですか、道路等の維持補修工事費1,500万円となっていますけれども、これは道路の補修、それともどこか新しくというか、陳情で上がっている道路の改修なのかについて伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 7番議員さんにお答えいたします。

33ページの林業、6、2、1の⑤有害鳥獣に関する費用の中での17番、備品購入費の管理備品という内容ということでございますが、こちら、今年のツキノワグマの異常出没を受けまして、緊急銃猟、こちらも法定化されたということで、緊急銃猟を安全に実施するための準備として、国・県の補助金としてこちら導入できるものということで、資材の購入を行うものでございます。

内容につきましては、実施隊が実際捕獲に当たる際の、安全に実施できるように、ヘルメットだとか防御用の盾です。盾だったり、あとはプロテクター、例えば胸部とか腕を守るようなものとか、あとは無線機、こういったものが入っております。こういったものの内容でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 建設課長。

○建設課長（遠藤義紀） 7番議員さんにお答えを申し上げます。

補正予算書34から35ページ、8、2、2、道水路維持に要する経費の工事請負

費に伴う施工箇所についてですが、こちら、新設というよりは道路維持予算になってございますので、今あるものの修繕となっております。

修繕する内容としましては、各行政区長からいただいております要望、また、職員のパトロールによる確認をしました変異箇所について、いろいろ箇所づけを行っております。

おおよそ、現在、12月補正予算で今後発注する施工箇所については、リストアップをしておりますが、これから冬期間でも施工が可能か内容であるのか、また、年度内に完成できる規模であるのか等々を精査しまして、最終決定してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。11番。

○11番（武田悦子） 29ページ、衛生費の予防費、②の妊産婦健康管理に要する経費、産後ケア事業委託料ということで、これ増額になっておりますが、増額の要因、利用する方が増えた等々の要因を伺いたいと思います。

次に、31ページ、先ほど来、農業振興費、米のブランド化の色選のお話ございましたが、米のブランド化、あだたらの恵を公社で販売をするということのお話は伺ってまいりましたが、その今後の方向性、今後ともその次年度の作付がどのように変化するのか分かりませんが、今後とも公社のみで、そのあだたらの恵を取り扱うのか、さらにはブランド化の拡大というのをどのように考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

あわせて、その下の、⑧の先ほどありました地域活性化起業人に要する経費、これって、今回はこの農業分野ですけれども、これはどの分野にも活用できる制度なんでしょうか。そこを伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 保健課長。

○保健課長（町田弘江） 11番議員さんにお答えいたします。

29ページの、4、1、2、②の妊産婦健康管理に要する経費の産後ケア事業の委託料の件に関してなんですけれども、こちら当初の見込みよりもかなりご利用いただいております。現在、出生のほうで42件で、訪問させていただいた中で利用15件ございまして、その不足分と、あと今後の見込みの分で不足が予想される分を計上させていただいております。

以上です。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 11番議員さんにお答えいたします。

まず、31ページの、こちらあだたらの恵関係でございますが、今後の方向性として、現行のところは村のフラッグシップ米ということで、ふるさと納税をこちら軸に展開をしております。

来年度につきましては、生産者も増える予定でございまして、今後ともあと、こちらに協力してくれる生産者を募り、今後の生産量の確保を目指していきたいと思っております。

ます。

来年度以降も、農業振興公社、こちらが販売者となるということで考えてございます。そちら、今後とも作付または今後の方針につきましては、ブランド化推進委員会、こちらがございますので、そちらと協議しながら内容のほうは決定していきたい、そのように考えてございます。

また、同じページの、6、1、3、⑧の地域活性化起業人でございますが、こちらどの分野にも活用が可能なのかということでございますが、どの分野にも活用可能な制度でございます。ただ、大玉村では、まだこちらの導入例がございませんでした。今回導入するのは、あくまでも農業振興公社に籍を置いて、新規就農や農福連携を中心に、そういったことに対してこちら業務に当たってもらう、そういった人材を派遣していただく、そのように考えてございます。

以上です。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第98号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第13、議案第99号「令和7年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第99号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(押山義則) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(押山義則) 日程第14、議案第100号「令和7年度大玉村介護保険特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(押山義則) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(押山義則) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第100号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(押山義則) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(押山義則) 日程第15、議案第101号「令和7年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(押山義則) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(押山義則) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第101号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(押山義則) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(押山義則) 日程第16、議案第102号「令和7年度大玉村水道事業会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。10番。

○10番（須藤軍蔵） 的場・三合内線のところを、布設替えを予定していたけれども、当てにしていた金が入らなくなったから三角ということですが、その後、これ、ずっとそのままどこら辺まで、それ回復できるのか見通しは考えているかお尋ねします。

○議長（押山義則） 建設課長。

○建設課長（遠藤義紀） 10番議員さんにお答えを申し上げます。

的場・三合内線の拡幅工事に着手できていない理由については、こちらも社会資本整備総合交付金を活用としての事業となっており、要望した金額が十分に配分されない結果でございます。

本村の対応といたしましては、現在、国会で審議しております国の補正予算の獲得に向けて予算要求の事務手続を行ってきているところでございます。

また、これまで通常事業として予算要求をしまいましたが、令和8年度より国が重点事業に位置づけをしております通学路に関する交通安全施設整備事業での事業採択を目指して、今後予算要求を進めていく予定でございます。

以上です。

○議長（押山義則） 質疑ほかにごございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第102号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第17、議案第103号「令和7年度大玉村農業集落排水事業会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(押山義則) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第103号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(押山義則) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(押山義則) 日程第18、議案第104号「大玉村固定資産評価審査委員会の委員の選任について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(押山義則) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(押山義則) 異議なしと認めます。

よって、これより議案第104号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(押山義則) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

◇

◇

◇

○議長(押山義則) 日程第19、陳情第5号「物価上昇に見合う年金引き上げを求める陳情書」を議題といたします。

本件について、付託いたしました産業厚生常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。6番。

○産業厚生常任委員会委員長(斎藤信一) 産業厚生常任委員会報告。

議長の命によりまして、産業厚生常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る12月5日の本会議において、産業厚生常任委員会に付託されました陳情第5号「物価上昇に見合う年金引き上げを求める陳情書」を審査するため、12月5日午後1時30分より第1委員会室において全委員が出席し、さらに参考意見の聞き取りのため、住民福祉部長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

年金額は多少上がっているが、物価の上昇はそれ以上であり、加えて、介護保険料や国保税も上がっている。また、若い人の中には将来年金をもらえないと考える人もおり、将来に見通しを持てるよう年金の支給額を改善すべきであるなどの意見が出され、慎重に審議した結果、本陳情は全委員一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上のとおり、産業厚生常任委員会に付託されました本陳情の審査結果の報告といたします。

令和7年12月10日

大玉村議会議長 押山義則 殿

産業厚生常任委員会委員長 斎藤信一

○議長（押山義則） ただいま産業厚生常任委員会委員長からの報告が終わりました。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

陳情第5号「物価上昇に見合う年金引き上げを求める陳情書」を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りいたします。

本陳情について討論を省略し、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本陳情は委員長報告のとおり決定しました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第20、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から会議規則第75条の規定に基づき、既にお配りいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 次に、追加議事日程を配付いたします。（追加議事日程 配付）

配付漏れはございませんか。（なし）

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議員発議第7号「物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書について」が提出されました。

お諮りいたします。

議員発議第7号「物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書について」を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、議員発議第7号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 追加日程第1、議員発議第7号「物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書について」を上程いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。3番。

○3番（渡邊初治） 議員発議第7号「物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書について」

地方自治法第99条の規定により意見書を提出するため、別紙意見書案を会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年12月10日

大玉村議会議長 押山義則 殿

提出者 大玉村議会議員 渡邊初治

賛成者 大玉村議会議員 渡邊啓子

提出先 内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長
それでは、案を申し上げます。

物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書（案）

厚生労働省は、2025年度の年金額改定は物価変動率がプラス2.7%、名目賃金変動率がプラス2.3%として、物価と賃金がともにプラスで、賃金が物価を下回るため、67歳以下の改定率、68歳以上の改定率ともに名目賃金変動率の2.3%を適用しました。

しかし、重大なことは、3年連続してマクロ経済スライドを適用し、2025年度の調整（削減）分0.4%を削減したことです。67歳以下、68歳以上の改定者ともに1.9%のプラス改定になりましたが、物価との関係で見れば実質的には0.8%の減額となります。実に、第二次安倍政権以降の13年間で公的年金は実質8.6%の減額となります。

この間、消費税は5%から10%へと2倍となり、75歳以上の医療費窓口負担は2倍に、介護保険料や国保料の値上げなど社会保険料が増え、物価高騰などもあり、年金生活者の実質可処分所得は大きく目減りしています。

この結果、働かざるを得ない高齢者が増大し、医療費や食費すら削らざるを得ないなど、基本的人権すら守られない事態となっています。高齢者世帯の3分の2は、公的年金が家計収入の全てです。年金額が、所得と家計消費に占める割合の高い自治体も多く、年金支給額の削減は受給者の購買力を低下させており、地域経済への影響も大きくなっています。年金額の引き上げは、生産と流通を活性化させ、広く地域経済に好影響を及ぼします。年金受給者の生活悪化など危機的状況を受けて、厚生労働省も基礎年金改善の検討を始めています。

よって、高齢者も若者も安心して暮らしていけるように、次の事項について強く要

望します。

記

1. 若者も高齢者も安心して老後を暮らせるように、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額の改善をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月10日

福島県安達郡大玉村議会議長 押山義則

よろしく願いいたします。

○議長（押山義則） 議員発議第7号の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、令和7年第5回大玉村議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午後0時00分）